

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です！

- ※確定申告会場への入場には、会場の混雑緩和のため、「入場整理券」が必要となります。
- ※「入場整理券」は、当日、会場で配付しますが、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することも可能です。
- ※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご理解のほどよろしく

- お願いいたします。
- ※会場への入場の際に検温を実施させていただきます。咳・発熱（37.5度以上）等の症状がある場合や体調がすぐれない方は、入場をお断りさせていただきます。
- ※電話等の事前予約による申告相談は、令和3年12月28日をもって一時終了しております。

■LINEアプリによる「入場整理券」の事前発行方法

- STEP1** LINEのホーム画面で「国税庁」を「友だち追加」
- STEP2** トーク画面で「相談を申し込む」を選択し、ご自分の会場を選択
- STEP3** 希望する日時を選択して、申し込み完了！

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



▲友だち登録はこちら

税理士による無料税務相談所

- 【会場】** あさけプラザ
(四日市市下之宮町296-1)
- 【開設期間】** 2月1日(火)～2月3日(木)
- 【相談時間】** 9時30分～16時
(ただし12時～13時は除きます。)
- 受付開始 9時

※無料税務相談所の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
入場整理券は、当日会場で配付します。
なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。(オンラインでの事前発行は

ありません。)

【相談の対象となる人】

- ①前年分の所得金額(青色事業専従者給与及び青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除額の控除前)が300万円以下の人。
- ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(令和元年)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人。
なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人・申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◎「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問い合わせ先

町民環境課 TEL 377-5653
四日市年金事務所国民年金課
TEL 353-5513

日本年金機構からのお知らせです。

20歳になられた方向けに国民年金制度を動画でご案内しています。



△動画はこちら△